

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 施設設置及び道路改変工事に伴う土砂及び濁水が流出すること等により、大畑川水系の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため工事の実施に伴う水質への影響（その結果として魚類等水生生物（イワナ、ヤマメ、アユ、カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ等）の生息環境への影響も含む）を適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、適切な環境保全措置を講ずること。
- 2 事業実施想定区域内には、重要植物群落である燧岳山腹ブナ群落を含む植生自然度Ⅸの自然林がある。原生のブナ群落は極めて希少であり、事業実施により、ブナ群落を含む植生自然度の高い自然林に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、ブナ群落を含む自然林の詳細な調査を行った上で、植生自然度の高い自然林のエリアを除外すること。
- 3 事業実施想定区域周辺では、チチブコウモリ、ヒナコウモリ及びヤマコウモリの生息が確認されており、このうち、チチブコウモリは現状において、青森県内では当該区域周辺のみで確認されている種である。事業の実施により、これらコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から生態特性を聴取した上で適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を講ずる等により、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域周辺にはオジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息地が存在する。また、当該区域の北側（佐藤ヶ平の北東側）には崖が存在し、イヌワシやハヤブサが利用する可能性が高い。このため、施設の稼働によりこれら希少猛禽類の生息に重要な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から生態特性を聴取した上で事業実施想定区域及びその周辺で猛禽類の生息状況調査を適切に行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を講ずる等により、希少猛禽類への影響を回避又は極力低減すること。
- 5 事業実施想定区域周辺には、奥薬研溪谷等の主要な眺望点や、むつ市役所大畑庁舎等の日常的な視点場が存在しており、事業実施により、これらの眺望点等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、眺望景観への影響を回避又は極力低減するための風力発電設備の配置や基数等を検討すること。
- 6 事業実施想定区域の一部に自然公園地域（第Ⅱ種特別地域）に含まれる既存林道があり、事業実施に伴い当該林道の改変の可能性がある。このため、事業実施による自然公園地域への影響について慎重に調査し、関係機関とも十分に調整を行った

上で、事業計画の検討に当たっては、自然公園地域の改変を回避又は極力低減すること。

7 事業実施想定区域は、その大部分が水源かん養保安林であり、一部に土砂流出防備保安林も存在していることから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、その機能に影響を及ぼすことがないよう、保安林を除外すること。

8 事業実施想定区域内の東側林道端部には、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することから、土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがある。当該林道は資材等の搬入路の整備等に伴い、土地の改変の可能性があることから、関係機関と十分な調整を行うとともに、事業実施によるこれら危険区域及び警戒区域への影響について慎重に調査、予測及び評価を行うこと。

その上で、事業計画の具体的な検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、改変量を抑制し、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

9 今後の造成計画の結果、事業実施想定区域内に土捨て場を設置する場合には、方法書以降の図書に残土の量、土捨て場の構造等を適切に記載すること。事業実施想定区域外に搬出する場合は、搬出場所を示すとともに搬出先の関係機関等と十分に調整を行い、適切に処理計画を策定すること。

なお、これらの土捨て場に関する事項や土捨て場造成に伴う周辺環境への影響については、地域住民に十分かつ丁寧に説明すること。